公　　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成25年４月24日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年５月７日

神戸地方法務局長　林田　雅隆

記

氏名　望月　春雄

所属していた土地家屋調査士会　兵庫県土地家屋調査士会

登録番号　兵庫第1892号

事務所の所在地　兵庫県姫路市網干区大江島19番地

違反行為　他人による業務取扱い等

証　　票　　無　　効

証　　票　　名	証票番号	亡失年月日	亡失者所属官職氏名
徴収職員証票 収入官吏章 歳入歳出外現金出納官吏章	第372号	平成24年12月20日	福岡労働局 直方労働基準監督署 厚生労働事務官　田上　知子
労働保険検査証	第372号		
労働者災害補償保険法　適用事業場検査証 労働者災害補償保険法　診療録検査証 石綿による健康被害の救済に関する法律　事業場検査証 石綿による健康被害の救済に関する法律　診療録質問証	第372号		

上記のとおり、証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以後無効とする。

平成 25 年５月７日

厚 生 労 働 省

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月７日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年４月23日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本管財株式会社　福田慎太郎　兵庫県西宮市六湛寺町９―16　国土交通大臣許可（般・特―23）第15134号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注２）　「民間工事」とは、上記（注１）以外の建設工事をいう。

（注３）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成25年５月８日から平成25年５月22日までの15日間

4　処分の原因となった事実　同社は、12公共発注機関に対して、入札参加資格確認申請書の添付書類として必要な経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（以下「結果通知書」という。）について、平成23年３月31日審査基準日の「結果通知書」を平成24年３月31日審査基準日の「結果通知書」に改ざんしたものを提出した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月７日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年４月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　前坂工業株式会社　前坂　光男　広島県広島市佐伯区三宅５―367―11　国土交通大臣許可（般―21）第18402号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年３月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月７日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成25年４月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社一条工務店　山陰　尾崎　　充　鳥取県鳥取市東品治町121―９　国土交通大臣許可（般・特―22）第14967号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年３月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

所在不明の建設業者の公告

下記の建設業者について、その所在を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の２第１項の規定により公告する。なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成 25 年５月７日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　商号　株式会社東水

2　代表者の氏名　菊池亜喜男

3　主たる営業所の所在地　神奈川県大和市福田八丁目15番地の２

4　許可番号　国土交通大臣許可（般―16）第21120号　国土交通大臣許可（般―17）第21120号

5　許可年月日　平成17年２月23日　平成18年２月１日